

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間

2. 内容

≪（女）女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供≫

目標1：採用した労働者に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

【対策】

- ・2025年10月より行っている女性専用求人サイトへの求人掲載を継続する。
- ・2026年10月～ 女子大学への個別訪問を拡充する。

≪（次）・（女）職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備≫

目標2：男性社員の育児休業取得率を60%以上とする。

【対策】

- ・2027年4月～ 育児休業休暇のうち2日間を有給とし、
男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを進める。

≪（次）・（女）職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備≫

目標3：従業員全体の残業時間を月平均16時間以内とする。

【対策】

- ・2027年4月～ 毎月残業時間をモニタリングし、部門長へ振り返りを促す。